

**青梅市公園条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

都市計画法にもとづく開発行為により整備された公園1か所を、都市公園として設置したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市公園条例の一部を改正する条例**

青梅市公園条例（昭和41年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第6項中「第2条第13号」を「第2条第15号」に改める。  
別表第1 1 都市公園の表に次のように加える。

檜街道公園	東京都青梅市野上町1丁目130番地の5
-------	---------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。